

抽せん方法と優遇抽せんについて

抽せん方法

申込地区ごとに抽せんを行います。抽せん番号分の抽せん玉を抽せん器に入れ、募集戸数分だけ抽せん玉を出します。出た玉の番号の方が当せん者（資格審査対象者）です。また玉の出てきた順番が資格審査順位になります。

優遇抽せんの方法【優遇倍率：甲優遇 5 倍 乙優遇 7 倍】

優遇抽せんを受ける方に対し、抽せん番号を優遇倍率に応じて連続して付番することにより、当せん率の高くなる方法です。（甲優遇は 5 つ、乙優遇は 7 つの連続した抽せん番号を付番します。）

抽せん区分について

抽せん区分には **一般・単身・定期**・**甲優遇**・**乙優遇** の三種類があります。

一般・単身・定期

優遇抽せんはありません。抽せん番号は 1 つ付番されます。優遇抽せん制度のない地区に申込みした方および優遇資格にあてはまらない方が対象です。

甲優遇

優遇倍率 5 倍です。抽せん番号は 5 つ付番されます。甲優遇の資格にあてはまり、優遇抽せん制度のある地区に申込みした方が対象です。

乙優遇

優遇倍率 7 倍です。抽せん番号は 7 つ付番されます。乙優遇の資格にあてはまり、優遇抽せん制度のある地区に申込みした方が対象です。

優遇資格の資格審査について

優遇の申込区分により当せんされた方は、優遇の申込区分の資格がない場合は、「一般」の入居資格がある場合でも失格になりますので、ご注意ください。

優遇資格一覧表

●甲優遇の資格（優遇倍率5倍）

| 申込区分 (番号) | 優遇扱いを受けられる資格 |
|----------------------------------|--|
| 準多子世帯 (003) | 申込者と同居しまたは同居しようとする親族に18歳未満の児童が2人いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。 |
| 心身障害者世帯 および 原爆被爆者 (004) | 申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級～）の身体障害者 イ 軽度の知的障害者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者 |
| 公害病認定患者 (005) | 申込者本人または申込者と同居しもしくは同居しようとする親族のうち一人が、公害医療手帳または大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例により医療券の交付を受けている世帯 |
| 難病患者等 (006) | 申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、次のいずれかにあてはまること。 ア 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給を受けている世帯または同法第5条第1項に規定する指定難病にかかっていることが診断書により確認できる世帯 イ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づく医療費の助成を受けている世帯または同規則別表第一、別表第三もしくは別表第五に掲げる疾病にかかっていることが診断書により確認できる世帯 ウ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている世帯または児童福祉法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることが診断書により確認できる世帯 エ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（結核患者の医療）に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である世帯 |
| 親子ふれあい同居 (007) | 65歳以上の親と、子世帯が同居し、家族の支援とふれあいにより高齢世帯の居住の安定を図ること等のため申込む世帯 |
| DV被害者等世帯 (120) | 申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方 ※「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。 |
| 犯罪被害者世帯 (121) | 申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる方で被害を被ったことが警察の証明等で証明できること。（犯罪被害を被ってから5年以内の方とする。） |

●乙優遇の資格（優遇倍率7倍）

| 申込区分 (番号) | 優遇扱いを受けられる資格 |
|--|--|
| ひとり親世帯 (母子・父子世帯) (014) (013) | 申込者本人が配偶者<法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む>のない方であり、かつ、申込者と同居しまたは同居しようとする親族が20歳未満の申込者の子だけであること。 |
| 高齢者世帯 (015) | 申込者本人が60歳以上であり、申込者と同居しまたは同居しようとする親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者<法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む> イ おおむね60歳以上（申込書配布期間内に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） |
| 心身障害者世帯 (016) | 申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者 |
| 多子世帯 (017) | 申込者と同居しまたは同居しようとする親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。 |
| 生活保護または 中国残留邦人支 援給付受給世帯 (018) | 申込書配布期間に、申込者本人または申込者と同居し、もしくは同居しようとする親族のうち一人が、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している方（申込者と居住を一にしていなくても、同一世帯と認定された方及び修学等のため世帯分離を認められた方を含む。） |
| 小さな子供のいる世帯 (130) | 申込者と同居しまたは同居しようとする親族に小学校就学前の児童が2人以上いて、その児童全員が都営住宅に入居できること。 |